

「北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・アクションプラン策定業務」

委託事業者公募型選定プロポーザル実施要領

1. 趣旨

北中城村歴史的風致維持向上計画（令和8年5月認定）に基づき、重点区域における観光・歴史まちづくりの将来像を、行政と住民等との協働により描き、具体的な実施事業と計画期間を定めるため、基本構想及びアクションプランを策定する。

この要領は、基本構想・アクションプランを民間事業者に委託するにあたり、事業者を「公募型プロポーザル方式」により選定し、委託契約を行うために必要な事項を定めたものである。

2. 業務名：北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・アクションプラン策定業務

3. 業務概要

（1）業務内容：「北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・アクションプラン策定業務委託仕様書」のとおり

（2）業務期間：契約締結日から令和9年3月12日まで

4. 提案上限金額：金 9, 570, 000円

（取引に係る消費税及び地方消費税10%の額を含む）

5. 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする

- （1）北中城村建設工事等入札参加指名停止要綱の規定による指名停止を受けていない者であること。※JV（企業共同体）での参加は認めない
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- （3）参加者または参加者の役員等（役員としては登記または提出されていないが実質上経営に参加しているものを含む。）が、暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

6. 選定スケジュール

- （1）公示：令和8年8月3日
- （2）質問書提出期限：令和8年8月10日
- （3）質問書回答：令和8年8月13日
- （4）企画提案書の提出期限：令和8年8月21日
- （5）事業提案（プレゼンテーション）：令和8年8月31日
- （6）審査結果通知：令和8年9月4日
- （7）契約締結：令和8年9月15日（予定）

※状況により変更になる可能性があります。

7. 提出書類及び手続き等

(1) 質問書の受付及び回答

- ①受付期限：令和8年8月10日 正午まで
- ②受付方法：質問書（様式1）により事務局までメールにて送付すること。
なお、送信後は必ず電話にて受信確認を行うこと。
- ③回答日：令和8年8月13日
- ④回答方法：質問の回答は質問者名を伏せて村ホームページに掲載する。
- ⑤提出先：北中城村教育委員会生涯学習課文化振興係
TEL：098-935-2250 E-mail：bunka@vill.kitanakagusuku.lg.jp

(2) 企画提案書等の提出について

企画提案書の提出時に次の調書等を提出すること

- ①企画提案書提出届（様式2）
- ②会社概要（様式3）
- ③技術者の概要（様式4）
- ④業務実績調書（様式5）
- ⑤配置予定管理技術者及び担当技術者の経歴及び実績等調書（様式6）
- ⑥業務実施体制表（様式7）
- ⑦工程表（様式8）
- ⑧見積書及び内訳書（任意様式）

(3) 企画提案書の提出について

- ①提出資料：上記7の（2）の①～⑧（原本1部、副本8部）
- ②提出期限：令和8年8月21日 正午まで
- ③受付場所：北中城村教育委員会 生涯学習課
- ④提出方法：持参または配達証明付き書留郵便（提出期限必着）
- ⑤作成方法
 - ・企画提案書は日本工業規格A4版6ページ以内とする（縦・横いずれも可）。印刷は可能な限り両面印刷とすること
 - ・記載内容については、明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者でも容易に理解できるよう配慮すること

8. 審査方法

(1) 審査方針

審査は、プロポーザル審査委員会が実施する。審査にあたっては、あらかじめ定めた審査基準に基づき、企画提案書及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価を行い、最も優れた提案者を選定する。審査内容に係る質問や異議は一切受け付けないものとする。

(2) プレゼンテーション

- ①実施日：令和8年8月31日
- ②実施場所：北中城村役場 第一庁舎2階 会議室2-1、2-2
- ③出席者：3名以内

④開始時間：事業者ごとに後日個別に連絡する。

⑤発表時間：プレゼンテーションの時間を20分以内、質疑応答の時間を10分程度とする。

(3) 評価

①以下の審査基準に基づいて評価を行い、最も優れている提案を特定する。

評価項目		評価基準	配点
企業の経験・能力	業務実績	本業務を遂行するために必要な知識や経験等（過去5年間）	10
		沖縄県内における関連業務の有無について（過去5年間）	10
	地理的条件等	沖縄県内に主たる事業所を有しているか	5
技術者の経験・能力	管理技術者の保有資格		5
	管理技術者の業務実績等（過去5年間）		5
	担当技術者の保有資格		5
	担当技術者の業務実績等（過去5年間）		5
実施方針・体制・工程	実施方針	重点区域の課題を把握した上で業務の目的を認識しているか。	10
	実施体制	配置予定管理技術者及び担当技術者の専門性は十分か、また本業務を円滑に進められる体制となっているか。	5
	実施工程	業務計画が明確にスケジュール化されており、提案内容と整合性が図られているか。	5
技術提案	重点区域の観光・歴史まちづくりの基本構想・アクションプラン（案）検討	重点区域の観光・歴史まちづくりにおける基本構想・アクションプランの基本方針、将来像、および官民連携手法等が具体的かつ論理的に提案されているか。	20
	独自提案	重点区域の特性（規模感、地勢、歴史資源、観光施設及び商工施設等）を踏まえた創造的・独自の提案（独自の知見、観光・歴史まちづくりの視点等）があるか。	10
プレゼンテーション	プレゼンテーション	説明の分かりやすさ、意欲が感じられるか。また、質疑応答について適切な回答ができているか。	5
評価点合計			100

②評価結果の合計が最高得点であった者を委託事業者として選定する。

③参加者が1社であっても、本プロポーザルは実施する。

(5) 審査結果

審査結果は、参加者全員に文書で通知する。なお、結果に対する異議や電話等による問い合わせは受け付けない。

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) ヒアリングに出席しなかったもの
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (5) 見積書の金額が、提案上限額を超えたもの
- (6) 選定委員に対して、直接もしくは間接を問わず故意に接触を図ったもの
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- (8) 事業者選定終了までに他の提案者に応募提案の内容を意図的に開示すること
- (9) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (10) その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行うこと

10. 契約

- (1) 事業者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、契約締結時には、提案した金額に基づいた内訳書を改めて提出するものとする。
- (2) 選定された事業者との契約が成立しなかった場合は、次順位者と協議を行い、契約相手方を決定する（プロポーザルへの参加者が1社の場合を除く）。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (3) 提出書類は返却しない。なお、本業務以外の目的には提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 手続きにおいて使用する言語は及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 北中城村情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となる。ただし、業務を営むうえで、競争又は業務運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるので、この情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。
なお、本プロポーザルの事業者選定前において、決定に影響が出る恐れがある場合については決定後の開示とする。

1 1. 事務局（提出先）

北中城村教育委員会生涯学習課文化振興係（担当：砂川）

〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場 426-2 第一庁舎 3 階

TEL : 098-935-2250

E-mail : bunka@vill.kitanakagusuku.lg.jp